

静岡市報

No.53

静岡市葵区追手町5番1号

発行所 静岡市役所

編集兼発行人 静岡市長

発行日 毎月1日

目次

規 則

静岡市児童福祉法等施行細則の一部改正 1

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正 2

静岡市副市長事務分担規則の一部改正 2

静岡市事務分掌規則の一部改正 3

静岡市事務専決規則の一部改正 5

静岡市事務分掌規則の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則 7

教育委員会規則

静岡市立高等学校学則の一部を改正する規則 9

静岡市立の高等学校の通学区域に関する規則を廃止する規則 9

人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則及び静岡市職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部改正 10

市 訓 令

職員の人事異動に関する訓令 12

静岡市庁議規程の一部改正 13

静岡市事務事業危機管理本部設置規程の一部改正 14

静岡市業務改善提案規程の一部改正 14

静岡市職員出勤簿整理規程の一部改正 16

静岡市委託業務等業者選定委員会規程の一部改正 17

静岡市生涯学習推進本部設置規程の一部改正 18

静岡市緑化推進本部設置規程の一部改正 19

静岡市区における総合的な行政運営の推進に関する規程 19

市 告 示

静岡市要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部改正 21

静岡市土地利用委員会要綱の一部改正 21

規 則

静岡市規則第72号

静岡市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成19年7月24日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

静岡市児童福祉法等施行細則(平成15年静岡市規則第110号)の一部を次のように改正する。

様式第8号の2中「10万円」を「16万円」に改め、同様式(注)2中「負担上減額決定に係る確認事項」を「申請する減免の種類」に改める。

様式第8号の5中「10万円」を「16万円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第73号

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成19年7月24日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(平成15年静岡市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第22条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第19号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第74号

静岡市副市長事務分担規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成19年7月25日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市副市長事務分担規則の一部を改正する規則

静岡市副市長事務分担規則(平成19年静岡市規則第56号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中「総務局」を「政策統括局、総務局」に改める。

附 則

この規則は、平成19年 8 月 1 日から施行する。

静岡市規則第75号

静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成19年 7 月25日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則

静岡市事務分掌規則（平成17年静岡市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中第10号を第11号とし、第 2 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号中

「

企画部	企画調整課	企画調整第 1 担当	企画調整第 2 担当	広域 行政室
	都市経営課	行政改革推進担当	大都市制度推進担当	

を

「

都市経営部	都市経営課	行政改革推進担当	大都市制度推進担当
-------	-------	----------	-----------

に

改め、同号を第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(1) 政策統括局

課名	担当又は室名
企画調整課	企画調整第 1 担当 企画調整第 2 担当 広域行政室

第 3 条の 2 中「病院局」を「政策統括局及び病院局」に改める。

第 4 条中「前条第 1 項各号」を「第 3 条第 1 項各号」に、

「 総務局 」を

「 政策統括局

企画調整課

- (1) 市長マニフェストに基づくまちづくり戦略の推進に関する事。
- (2) 総合計画の策定及び進行管理に関する事。
- (3) 重要政策の調査及び調整に関する事。
- (4) 公共施設の配置構想の協議に関する事。
- (5) 経営会議に関する事。
- (6) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく土地利用計画に関する事。
- (7) 公有地の取得方針及び利用方針の決定に関する事。 に、
- (8) 静岡市土地開発公社に関する事。
- (9) 土地開発基金に関する事。
- (10) 広域行政に関する事。
- (11) 合併に関する建設計画に関する事。
- (12) 合併に関する事務事業の一元化等に関する事。
- (13) 各執行機関の事務局及び各局部課かいとの連絡（他の課かいの所管に属するものを除く。）必要な指示並びに総合調整に関する事。

総務局

」

「企画部」を「都市経営部」に改める。

第 4 条企画調整課の所掌事務を削る。

第 4 条都市経営課の所掌事務に次のように加える。

(13) 部の庶務に関する事。

第 4 条消費生活センターの所掌事務中 (14) を (15) とし、(13) を (14) とし、(12) を (13) とし、(11) を (12) とし、(10) を (11) とし、(9) を (10) とし、(8) を (9) とし、(7) を (8) とし、(6) を (7) とし、(5) を (6) とし、(4) を (5) とし、(3) を (4) とし、(2) を (3) とし、同所掌事務 (1) の次に次のように加える。

(2) 消費者啓発及び教育に関する事。

第22条第 1 項中「局に」を「政策統括局に局長として政策統括官を、局（政策統括局を除く。）に」に改め、同条第 3 項及び第 4 項中「局長」を「政策統括官、局長」に改める。

附 則

この規則は、平成19年 8 月 1 日から施行する。

静岡市規則第76

静岡市事務専決規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成19年 7 月25日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市事務専決規則の一部を改正する規則

静岡市事務専決規則（平成17年静岡市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「局長及び」を「政策統括官及び局長並びに」に改める。

第 5 条第 2 項中「専決することとなる事項に加えて」の次に「、政策統括官の職にある者は別表第 1 に掲げる事項に係る部長等共通の専決事項を」を加える。

第10条第 1 項の表中

「

副市長	主務局長等
-----	-------

を

」

「

副市長	主務局長等
政策統括官	企画調整課長

に

」

改める。

別表第 1 共通専決事項（ 2 ）人事に関する事項の表中

「

5 市内の出張を命令し、又は復命を受けること。		局長及び統括監	区長、理事及び参与	部長等、監、理事、部長に準ずる者及び参与	課長等、課長に準ずる者及び職員
-------------------------	--	---------	-----------	----------------------	-----------------

を

」

5 市内の出張を命令し、又は復命を受けること。		政策統括官、局長及び統括監	区長、理事及び参与	部長等、監、理事、部長に準ずる者及び参与	課長等、課長に準ずる者及び職員
-------------------------	--	---------------	-----------	----------------------	-----------------

改める。

別表第 2 個別専決事項 1 本庁個別専決事項中

「 1 本庁個別専決事項 」を

「 1 本庁個別専決事項

政策統括局

企画調整課に関する事項

専決事項	専決者	副市長	政策統括官	課長
1 総合計画及び重要政策の推進に関する調査及び調整に関すること。			重要なもの	
2 経営会議の提出案件に関すること。				軽易なもの
3 各執行機関の事務局及び各局部課かいとの連絡（他の課かいの所管に属するものを除く。）必要な指示並びに総合調整に関すること。			重要なもの	

改め、同専決事項総務局市長公室広報課に関する事項中「部長」を「公室長」に改め、同専決事項中総務局企画部を削る。

附 則

この規則は、平成19年8月1日から施行する。

静岡市規則第77号

静岡市事務分掌規則の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに制定する。

平成19年 7 月25日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市事務分掌規則の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(静岡市市民自治推進審議会規則の一部改正)

第 1 条 静岡市市民自治推進審議会規則(平成17年静岡市規則第23号)の一部を次のように改正する。

第 7 条中「総務局企画部都市経営課」を「総務局都市経営部都市経営課」に改める。

(静岡市公印規則の一部改正)

第 2 条 静岡市公印規則(平成15年静岡市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第12条第 3 項中「総務局企画部システム管理課長」を「総務局都市経営部システム管理課長」に改める。

(静岡市定年退職者等の再任用に関する規則の一部改正)

第 3 条 静岡市定年退職者等の再任用に関する規則(平成15年静岡市規則第19号)の一部を次のように改正する。

様式第 2 号(裏)(注)10及び様式第 3 号(裏)(注)10中「職員の評定は、」の次に「所管の」を加え、「、部長が」を「、所管の部長級職員(政策統括局、病院経営課、区役所及び教育委員会事務局にあっては、所管の局長級職員とする。)が」に改め、「参与級職員」の次に「(調整室長を除く。)」を加え、「は部長」を「は所管の部長級職員(政策統括局、病院経営課、区役所及び教育委員会事務局にあっては、所管の局長級職員とする。)」に、「部長、統括監」を「統括監、部長級職員(監及び理事を除く。)」に、「局長が」を「所管の局長級職員(事務局長にあっては任命権者とする。)が」に、「局長の」を「局長級職員(統括監を除く。)の」に改める。

(静岡市職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

第 4 条 静岡市職員の管理職手当に関する規則(平成15年静岡市規則第34号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

局長	124,000円	を
区長		
統括監		
会計管理者		
看護専門学校長		

」

「

政策統括官	124,000円	に
局長		
区長		
統括監		
会計管理者		
看護専門学校長		

」

改める。

(静岡市会計管理者の補助組織に関する規則の一部改正)

第 5 条 静岡市会計管理者の補助組織に関する規則(平成17年静岡市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項第 1 号中「総務局」を「政策統括局、総務局」に改める。

(静岡市会計規則の一部改正)

第 6 条 静岡市会計規則(平成15年静岡市規則第45号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「総務局企画部男女共同参画課」を「総務局都市経営部男女共同参画課」に改める。

(静岡市物品管理規則の一部改正)

第 7 条 静岡市物品管理規則(平成15年静岡市規則第51号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「総務局企画部システム管理課」を「総務局都市経営部システム管理課」に、「総務局企画部男女共同参画課」を「総務局都市経営部男女共同参画課」に改める。

附 則

この規則は、平成19年8月1日から施行する。

教育委員会規則

静岡市教育委員会規則第19号

静岡市立高等学校学則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成19年 8 月 1 日

静岡市教育委員会

委員長 後藤 康雄

静岡市立高等学校学則の一部を改正する規則

静岡市立高等学校学則（平成15年静岡市教育委員会規則第36号）の一部を次のように改正する。

第15条に次の 1 項を加える。

- 4 前 3 項に掲げるもののほか、入学者の選抜の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市教育委員会規則第20号

静岡市立の高等学校の通学区域に関する規則を廃止する規則をここに制定する。

平成19年 8 月 1 日

静岡市教育委員会

委員長 後藤 康雄

静岡市立の高等学校の通学区域に関する規則を廃止する規則

静岡市立の高等学校の通学区域に関する規則（平成15年静岡市教育委員会規則第37号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

静岡市人事委員会規則第12号

管理職員等の範囲を定める規則及び静岡市職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成19年 7 月25日

静岡市人事委員会

委員長 向 坂 達 也

管理職員等の範囲を定める規則及び静岡市職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部を改正する規則

（管理職員等の範囲を定める規則の一部改正）

第 1 条 管理職員等の範囲を定める規則（平成17年静岡市人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

市長部局		統括監 調整室長	
総務局	市長公室	公室長	
		秘書課	統括主幹 主幹 市長又は副市長の秘書を担当する副主幹及び主査
		東京事務所	東京事務所長
	総務部	総務課	総務担当の統括主幹及び主幹 組織及び職務権限に関する事務を担当する副主幹及び主査(企画に関する事務を担当する者に限る。)
		政策法務課	統括主幹 主幹 例規審査を担当する副主幹、主査及び主事
		人事課	統括主幹 主幹 企画に関する事務を担当する副主幹、主査及び主事
	職員厚生課	福利担当の統括主幹及び主幹	

を

	企画部	企画調整課	企画調整担当の統括主幹及び主幹
		都市経営課	行政改革推進担当の統括主幹及び主幹 行政改革に関する事務を担当する副主幹及び主査(企画に関する事務を担当する者に限る。)

市長部局		統括監 調整室長		
政策統括局		政策統括官		
		企画調整課	企画調整担当の統括主幹及び主幹	
総務局	市長公室	公室長		
		秘書課	統括主幹 主幹 市長又は副市長の秘書を担当する副主幹及び主査	
		東京事務所	東京事務所長	
	総務部	総務課	総務担当の統括主幹及び主幹 組織及び職務権限に関する事務を担当する副主幹及び主査(企画に関する事務を担当する者に限る。)	
		政策法務課	統括主幹 主幹 例規審査を担当する副主幹、主査及び主事	
		人事課	統括主幹 主幹 企画に関する事務を担当する副主幹、主査及び主事	
		職員厚生課	福利担当の統括主幹及び主幹	
都市経営部	都市経営課	行政改革推進担当の統括主幹及び主幹 行政改革に関する事務を担当する副主幹及び主査(企画に関する事務を担当する者に限る。)		

改める。

(静岡市職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部改正)

第 2 条 静岡市職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則(平成17年静岡市人事委員会規則第25号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 (1) 行政職給料表級別職務分類表中

「

8 級	1 局長、区長、統括監、会計管理者、教育次長及び企業局次長の職務
	2 消防司監

を

」

「

8 級	1 政策統括官、局長、区長、統括監、会計管理者、教育次長及び企業局次長の職務
	2 消防司監

に

」

改める。

附 則

この規則は、平成19年8月1日から施行する。

市 訓 令

静岡市訓令第30号

総務局

職員の人事異動に関する訓令を次のように定める。

平成19年7月25日

静岡市長 小 嶋 善 吉

職員の人事異動に関する訓令

この訓令の公布の際、現に次の表の左欄に掲げる局部課に勤務する職員で、平成19年8月1日において特に異動の辞令書の交付を受ける職員以外のものは、同日において同表の右欄に掲げる局部課に配置転換されたものとみなす。

現 所 属	新 所 属
総務局企画部企画調整課	政策統括局企画調整課
総務局企画部都市経営課	総務局都市経営部都市経営課
総務局企画部情報政策課	総務局都市経営部情報政策課
総務局企画部システム管理課	総務局都市経営部システム管理課
総務局企画部男女共同参画課	総務局都市経営部男女共同参画課

静岡市訓令第31号

各局

静岡市庁議規程（平成19年静岡市訓令第15号）の一部を次のように改正する。

平成19年 7 月31日

静岡市長 小 嶋 善 吉

題名を次のように改める。

静岡市経営会議規程

第 1 条中「静岡市庁議（以下「庁議」を「静岡市経営会議（以下「経営会議」に改める。

第 3 条第 1 項中「庁議」を「経営会議」に改め、「副市長」の次に「、政策統括官」を加える。

第 4 条第 1 項中「庁議の会議」を「経営会議」に改め、同条第 2 項から第 4 項までの規定中「庁議」を「経営会議」に改める。

第 5 条中「庁議」を「経営会議」に、「総務局企画部企画調整課」を「政策統括局企画調整課」に改める。

第 6 条中「庁議」を「経営会議」に改める。

第 7 条第 1 項中「庁議」を「経営会議」に改め、同条第 2 項中「総務局長」を「政策統括官」に、「庁議」を「経営会議」に改め、同条第 3 項中「総務局長」を「政策統括官」に、「庁議」を「経営会議」に改める。

第 8 条第 1 項中「庁議」を「経営会議」に改め、同条第 2 項中「調整会議は」の次に「、政策統括官」を加え、同条第 3 項中「総務局長」を「政策統括官」に改める。

第 9 条中「庁議」を「経営会議」に、「総務局企画部企画調整課」を「政策統括局企画調

整課」に改める。

第10条中「庁議」を「経営会議」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年8月1日から施行する。

静岡市訓令第32号

各局及び各区役所
消防防災局及び各消防署
企業局
教育委員会事務局及び教育機関
選挙管理委員会事務局
葵区選挙管理委員会事務局
駿河区選挙管理委員会事務局
清水区選挙管理委員会事務局
人事委員会事務局
監査委員事務局
農業委員会事務局
市議会事務局

静岡市事務事業危機管理本部設置規程（平成17年静岡市訓令第35号）の一部を次のように改正する。

平成19年7月31日

静岡市長 小 嶋 善 吉

第3条第4項中「公営企業管理者」の次に「、政策統括官」を加える。

附 則

この訓令は、平成19年8月1日から施行する。

静岡市訓令第33号

静岡市消防本部訓令第10号

静岡市企業局管理規程第26号

静岡市教育委員会訓令第15号

静岡市選挙管理委員会訓令第 4 号

静岡市葵区選挙管理委員会訓令第 4 号

静岡市駿河区選挙管理委員会訓令第 4 号

静岡市清水区選挙管理委員会訓令第 4 号

静岡市人事委員会訓令第 4 号

静岡市監査委員訓令第 4 号

静岡市農業委員会訓令第 4 号

静岡市議会訓令第 4 号

各局及び各区役所

消防防災局及び各消防署

企業局

教育委員会事務局及び教育機関

選挙管理委員会事務局

葵区選挙管理委員会事務局

駿河区選挙管理委員会事務局

清水区選挙管理委員会事務局

人事委員会事務局

監査委員事務局

農業委員会事務局

市議会事務局

静岡市業務改善提案規程(平成17年静岡市訓令第38号、平成17年静岡市消防本部訓令第32号、平成17年静岡市企業局管理規程第24号、平成17年静岡市教育委員会訓令第20号、平成17年静岡市選挙管理委員会訓令第15号、平成17年静岡市葵区選挙管理委員会訓令第1号、平成17年静岡市駿河区選挙管理委員会訓令第1号、平成17年静岡市清水区選挙管理委員会訓令第1号、平成17年静岡市人事委員会訓令第8号、平成17年静岡市監査委員訓令第11号、平成17年静岡市農業委員会訓令第21号、平成17年静岡市議会訓令第11号)の一部を次のように改正する。

平成19年7月31日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市消防長 岡 村 一 博

静岡市公営企業管理者

河 野 正 也

静岡市教育委員会

委員長 後 藤 康 雄

静岡市選挙管理委員会

委員長 藤 田 勝 也

静岡市葵区選挙管理委員会

委員長 渡 邊 良 平

静岡市駿河区選挙管理委員会

委員長 朝 比 奈 紘

静岡市清水区選挙管理委員会

委員長 深 澤 八 起

静岡市人事委員会

委員長 向 坂 達 也

静岡市代表監査委員

海 野 洋

静岡市農業委員会

会長 海 野 和 美

静岡市議会議長 杉 山 三 四 郎

第 4 条中「総務局企画部都市経営課」を「総務局都市経営部都市経営課」に改める。

第 5 条中「総務局企画部都市経営課長」を「総務局都市経営部都市経営課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年8月1日から施行する。

静岡市訓令第34号

各局

各区役所

静岡市職員出勤簿整理規程(平成15年静岡市訓令第21号)の一部を次のように改正する。

平成19年7月31日

静岡市長 小 嶋 善 吉

第 2 条を次のように改める。

(出勤簿、外勤簿、休暇簿等の管理者)

第 2 条 出勤簿、外勤簿、遅参早退簿及び年次有給休暇簿は、課かい長以外の課長級職員及び主幹級以下の職員に関するものについては所管の課かい長が、監、理事、参与級職員（調整室長を除く。）及び課かい長に関するものについては所管の部長級職員（政策統括局、病院経営課及び区役所にあつては、所管の局長級職員とする。）が、統括監、部長級職員（監及び理事を除く。）及び調整室長に関するものについては所管の局長級職員が、局長級職員（統括監を除く。）に関するものについては総務局長（以下これらの者を「管理者」という。）が管理する。

様式第 4 号中「病気療養休暇」を「病気休暇」に改める。

附 則

この訓令は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

静岡市訓令第 35 号

静岡市企業局管理規程第 27 号

静岡市教育委員会訓令第 16 号

各局

企業局

教育委員会事務局

静岡市委託業務等業者選定委員会規程（平成 15 年静岡市訓令第 29 号、平成 15 年静岡市企業局管理規程第 4 号、平成 15 年静岡市教育委員会訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

平成 19 年 7 月 31 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市公営企業管理者 河 野 正 也

静岡市教育委員会委員長 後 藤 康 雄

別表第 2 中

「

企画部会	総務局企画部所属の各課	総務局企画部長	総務局企画部企画調整課
------	-------------	---------	-------------

を

」

「

都市経営部会	総務局都市経営部所属の各課及び政策統括局企画調整課	総務局都市経営部長	総務局都市経営部都市経営課
--------	---------------------------	-----------	---------------

に

」

改める。

附 則

この訓令は、平成19年 8 月 1 日から施行する。

静岡市訓令第36号

各局

静岡市生涯学習推進本部設置規程（平成16年静岡市訓令第24号）の一部を次のように改正する。

平成19年 7 月31日

静岡市長 小 嶋 善 吉

「

別表中

総務局総務部長
総務局企画部長

を

「

政策統括局理事
総務局総務部長

に改める。

」

」

附 則

この訓令は、平成19年 8 月 1 日から施行する。

静岡市訓令第37号

各局

静岡市緑化推進本部設置規程（平成15年静岡市訓令第33号）の一部を次のように改正する。

平成19年 7 月31日

静岡市長 小 嶋 善 吉

第 3 条第 3 項中「企業局長」の次に「、政策統括官」を加える。

附 則

この訓令は、平成19年 8 月 1 日から施行する。

静岡市訓令第38号

各局及び各区役所

静岡市区における総合的な行政運営の推進に関する規程を次のように定める。

平成19年 7 月31日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市区における総合的な行政運営の推進に関する規程

(目的)

第 1 条 この訓令は、区役所が実施する事務事業に関し、区役所と局が情報を共有し、かつ、連携をとるために必要な事項を定めることにより、区における総合的な行政運営の推進を図り、もって市民の福祉の増進と行政の効率的執行に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 局 静岡市事務分掌条例（平成16年静岡市条例第97号）第 1 条に規定する局、消防防災局、企業局及び教育委員会事務局をいう。

(2) 局長 静岡市事務分掌条例第 1 条に規定する局の長、消防防災局長、企業局次長及び教育委員会事務局教育次長をいう。

(区役所の位置付け)

第 3 条 区役所は、区民に最も身近な行政機関として戸籍、国民健康保険、市税等に係る窓口サービスを提供するほか、区民参画による区の個性を生かしたまちづくりを推進し、並びに区民の要望、意見等を受け付け、及び区民に対して区の区域内において行われる本市の事務事業に関する情報を提供する役割を担う。

(協力)

第 4 条 区長及び局長は、第 1 条の目的を達成するため、前条に規定する区役所の位置付けを十分に踏まえて、相互に連絡調整を緊密に行い、かつ、協力しなければならない。

(区長の責務)

第 5 条 区長は、区民懇話会等において、区民の要望、意見等を積極的に把握し、関係する局長に提供しなければならない。

(局長の責務)

第 6 条 局長は、その所管に属する重要な事務事業に関し、計画を策定し、実施し、及び予算措置を講ずるときは、あらかじめ関係する区長に対して説明を行い、及び情報を提供することにより、区長が所管する区域内の事務事業について十分把握できるよう配慮しなければならない。

2 前項の規定により、局長が区長に対して説明を行い、又は情報を提供する重要な事務事業は、次のとおりとする。

(1) 総合計画に関する事務事業

(2) 公の施設の設置、変更及び廃止に関する事務事業

(3) 経営会議に付議する事務事業

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、区の区域に密接に関係のある重要な事務事業で局長が必要があると認めるもの

3 第 1 項の規定により、局長が区長に対して行う説明及び情報提供は、必要に応じ、局長会議及び区長会議においても行わなければならない。

(生活文化局長による調整)

第 7 条 生活文化局長は、第 1 条の目的を達成するため、区役所と局との間の連絡調整を行い、特に必要があると認めるとき、又は区長若しくは他の局長から要請があったときは、助言、提案等を行うことができる。

(雑則)

第 8 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この訓令は、平成19年8月1日から施行する。

市 告 示

静岡市告示第399号

静岡市要保護児童対策地域協議会設置要綱(平成19年静岡市告示第205号)の一部を次のように改正する。

平成19年7月31日

静岡市長 小 嶋 善 吉

別表中「総務局企画部男女共同参画課」を「総務局都市経営部男女共同参画課」に改める。

附 則

この告示は、平成19年8月1日から施行する。

静岡市告示第400号

静岡市土地利用委員会要綱(平成15年静岡市告示第18号)の一部を次のように改正する。

平成19年8月1日

静岡市長 小 嶋 善 吉

別表第1中

「

都市局に関する事務を担当する副市長

を

」

「

都市局に関する事務を担当する副市長

政策統括局政策統括官

に

」

改める。

別表第 2 中

「

総務局企画部長
生活文化局市民生活部長

を

」

「

生活文化局市民生活部長

に

」

改める。

別表第 3 中「総務局企画部企画調整課長」を「政策統括局企画調整課長」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。